

高速道の水素ステーション

SA駐車場も設置可能

来年度から

国土交通省は高速道路で燃料電池車（FCV）向けの水素ステーション（3面きょうのこと）の整備を促すために規制を緩和する。新たにサー

ビスエリア（SA）の駐車場を設置できる対象として加える。従来はガソリンスタンドや電気自動車（EV）用充電器などに水素ステーションを整備する場合、高速道路関

連の資産を保有する日本令改正を経て、2024年4月からの施行を目指す。ガス会社などが新たなFCVは二酸化炭素

（CO₂）などを排出せず、脱炭素社会に向けたエコカーとして期待が大きい。普及台数は22年夏時点でおよそ7000台にとどまる。政府は30年までに80万台ほどを増やす目標を掲げており、水素インフラの整備を急いで普及を後押しする。道路法は高速会社が管理するSAやパーキングエリア（PA）内の「道

路区域」とされる駐車場などには限られた設備しか設けられないと定めらる。水素ステーションは現行法の下で高速道路内に設けるためには企業に商業施設などの整備を認めている限られた区域内につくるしかなかった。岩谷産業が9月に東名高速道路の足柄SAに

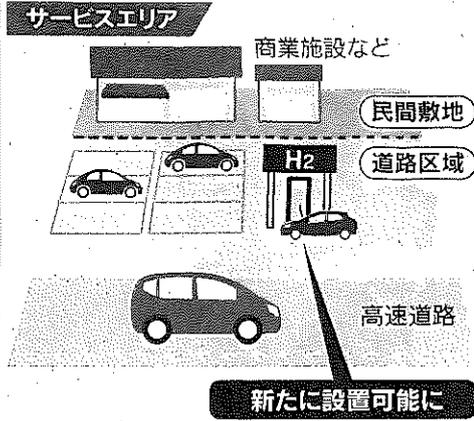
設けた水素ステーションも道路区域でないエリアだった。利用者が多いSAでは企業が新たに取得できる土地がない場合がある。規制を緩和すれば、SAの駐車場内やPAなどの空きスペースを水素ステーションの整備に充てることも可能となる。燃料電池車用化推進協議会によると、水素ステーションは9月時点で計画を含め全国178カ所にのぼる。東京や愛知などの首都圏に偏在し、地方ではまだ少ない。FCVの80万台普及という目標達成には全国で1000基ほど整備する必要があるとみている。

FCVや水素バスなどが高速道路を長距離走行するには水素ガスの供給設備が十分にあることが前提となる。

水素ステーション

1県に1カ所の地域も

水素ステーションを高速道路に
設置しやすくする



▽：燃料電池車（FCV）に燃料電池でモーターを回して走る。である水素を供給するための拠二酸化炭素（CO₂）などの温暖点。固定式と移動式の2種類があ化ガスや有害物質を排出せず、充電時間は都市部を中心に進む。電時間も少ないため「究極のエコ燃料電池実用化推進協議会によるカー」と呼ばれる。全国的な普及と、9月時点で計画中のものを含には水素ステーションなどインフラ整備が不可欠だ。

▽：政府は6月に改定した「水素基本戦略」で15年間で官民あわせて15兆円を投資し、2040年に水素供給量を現状の6倍の1200万ト程度に拡大する目標を盛り込んだ。高い製造コストの低減を狙う。トヨタ自動車はFCVの世界初の量産車として14年に「ミライ」を発売。20年の新型では1度の航続距離を初代モデルより長くし、価格は抑えた。

新たに設置可能に